

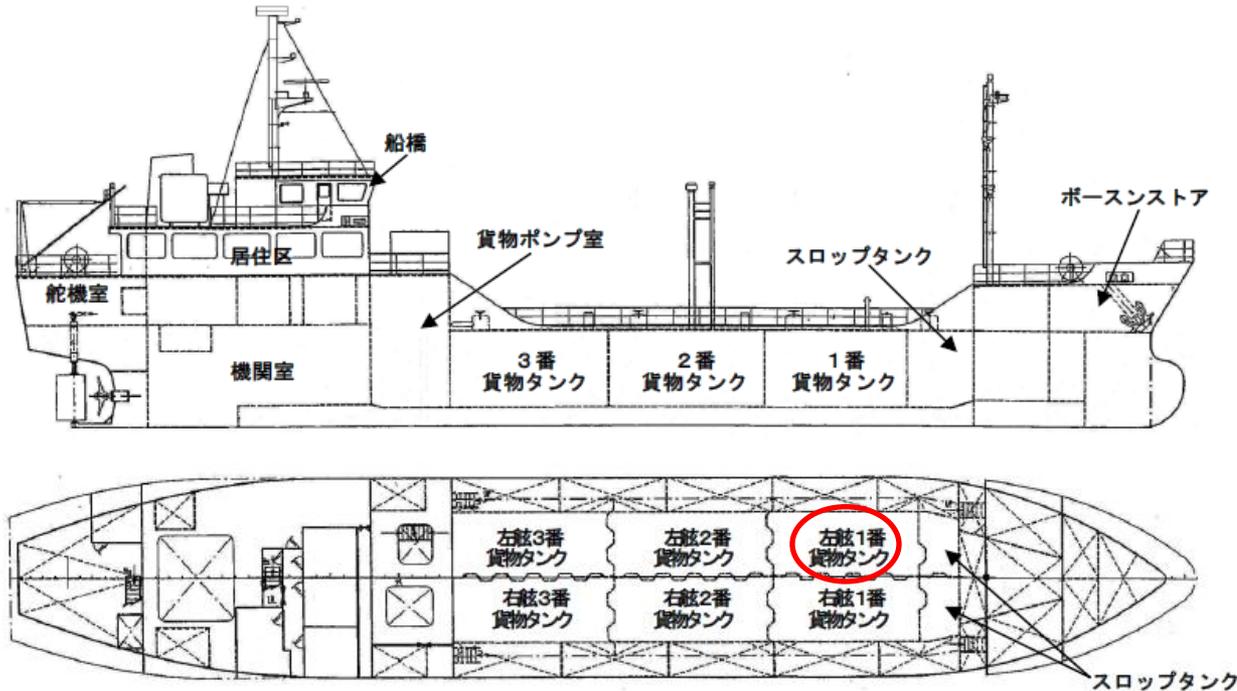
【事故の概要】(H24. 2. 7 発生)

本船は、船長、二等航海士ほか3人が乗り組み、阪神港堺泉北第7区小松ふ頭を出港し、同港大阪第1区の梅町ターミナルに向けて北進中、機関長が左舷1番タンク内で倒れていた二等航海士を発見した。

二等航海士は、救助されたが、タンク内におけるクロロホルムガス吸引により呼吸ができなくなり、酸素が欠乏する状態に至って死亡した。



本船



船体配置図



左舷1番貨物タンクマンホールハッチ

## [アスト株式会社に対する勧告内容] (H25. 4. 26勧告)

- 1 閉鎖区域へ入る際の酸素及びガス濃度計測の実施について、乗組員に指導を行い、徹底させるとともに、定期的に訪船し、酸素及びガス濃度計測が確実に実施されていることを確認すること。
- 2 船長に対し、酸素及びガス濃度計測の実施状況を記録させるとともに、ガス濃度計測について、ガス検知装置等を使用する場合は、検知管の購入数、使用数及び残数を記録させること。また、定期的に訪船を行い、実施状況の記録、検知管に係る記録を調査し、適正に酸素及びガス濃度計測が実施されていることを確認すること。
- 3 内航タンカー安全指針、P & A マニュアルなどに記載のとおり、洗浄水の有無の確認、洗浄水がある場合のストリッピングによる除去、乾燥及びガスフリーの実施等のタンククリーニングに関する作業手順について、乗組員が確認でき、理解しやすいよう簡易な様式にまとめるなどして明確にし、作業を行う見やすい場所に掲示すること。
- 4 事故発生などの緊急時において、衝動的な行動を取らず、独自の判断で行動しないことなどの注意事項を踏まえ、事故発生などの緊急時における対応方法について、教育及び訓練を継続的に実施すること。



## [アスト株式会社から提出された実施計画]

- 1 酸素及びガス濃度計測
  - (1) 乗組員への指導と徹底  
乗船時教育、ドック時安全教育、訪船教育の際に、これまでの教育に加え、酸素及びガス濃度計測の必要性、計測方法について、教育・指導を徹底させる。
  - (2) 確実な実施の確認  
訪船時使用の船舶安全衛生品質活動記録チェックリストに酸素及び残留ガス濃度計測の記録並びにガス検知管の受領数、使用数、残数を記録する項目を追記し、訪船指導の際に酸素及びガス濃度計測の実施状況等について確認する。
- 2 酸素及びガス濃度計測実施状況の記録、確認
  - (1) 実施状況の記録  
クロロホルム等の毒性ガスについては、酸素濃度計に加え北川式ガス検知器及び検知管を使用する。
  - (2) 実施状況の確認  
計測記録表及び検知管管理表は、訪船時に確認する。
- 3 洗浄水の有無の確認、洗浄水がある場合のストリッピングによる除去、乾燥及びガスフリーの実施についての作業手順を簡易な様式にまとめて明確にし、船橋及びサロンに掲示する。  
洗浄作業前のミーティング時に作業手順を確認する。
- 4 カーゴタンクのマンホールハッチにトラロープを掛けて注意喚起を促した。  
緊急時において、衝動的な態度を取らない、独自の判断で行動しない、直ちに船橋へ通報する、救助に必要な人員が集まるまで支援を待つなどの心得を教育し、定期的に訓練を実施する。